

平成18年度のモニタリング検査実施状況（表2）をみると、約78,000件の計画に対し、79,665件（実施率：約102%）を実施し、このうち360件を法違反として、回収等の措置を講じた。

このモニタリング検査等で法違反が発見された場合の対応については、必要に応じて同検査率を強化（表3）し、残留農薬及び残留動物用医薬品で同一国の食品について複数回の法違反が発見された場合等、法違反の蓋然性が高いと見込まれる食品等については、輸入の都度検査を実施する検査命令（表4）の対象としたほか、アフラトキシンやリステリア菌が検出された食品は直ちに検査命令（表5）の対象として検査強化を図った。

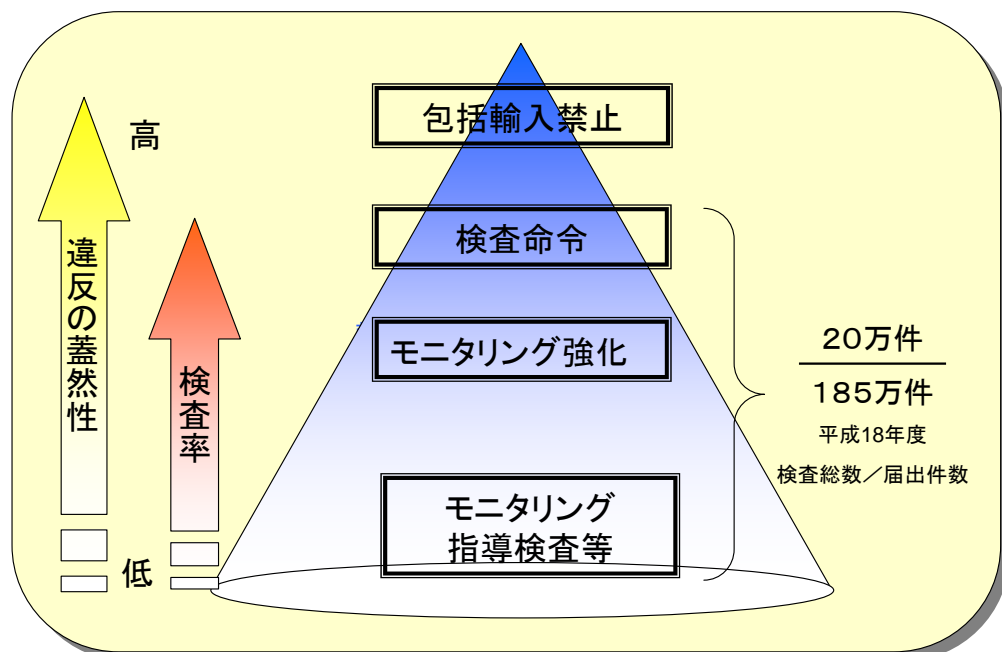


### (3) 法第26条に基づく検査命令

食品衛生上の危害の発生防止のため、法違反の蓋然性の高い輸入食品等については、対象国・地域、対象食品等及び検査の項目等を定め、法第26条の規定に基づく検査命令を実施した。

平成19年3月31日現在で、全輸出国対象の15品目及び30カ国・1地域対象の166品目を検査命令の対象としており、平成18年度の検査命令の実績（表6）をみると、100,108件の検査命令を実施し、このうち681件を法違反として、積み戻し又は廃棄の措置を講じた。

## 輸入時の検査体制の概要



#### (4) 違反状況

モニタリング検査 79,665 件、検査命令 100,108 件を含め、違反事例を条文別（表 7）にみると、食品の微生物規格、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条違反の 1,132 件（71.6%：違反延べ数（1,580 件）に対する割合）が最も多く、次いでアフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等に係る法第 6 条違反の 268 件（17.0%）、指定外添加物の使用に係る法第 10 条違反の 156 件（9.9%）と続いている。

検査内容別の違反事例をみると、平成 15 年の食品衛生法改正に基づき、食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）について、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止するという新しい制度（以下「ポジティブリスト制度」という。）が平成 18 年 5 月 29 日から施行されたことから、残留農薬に係る違反事例（表 8-①）が 455 件（28.8%：違反延べ件数（1,580 件）に対する割合）と最も多く、次いで冷凍食品等の微生物規格に係る違反事例（表 8-②）297 件（18.8%）、指定外添加物の使用や使用基準違反等の添加物に係る違反事例（表 8-③）259 件（16.2%）、残留動物用医薬品に係る違反事例（表 8-④）246 件（15.6%）、有害・有毒物質に係る違反事例（表 8-⑤）242 件（15.3%）の順となっている。

残留農薬に係る違反事例（表 8-①）を国別にみると、中国が 173 件（38.0%：残留農薬に係る延べ違反件数（455 件）に対する割合）、次いでエクアドル 83 件（18.2%）、ガーナ 78 件（17.1%）と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、しょうがの BHC、ウーロン茶のトリアゾホス、にんにくの茎のピリメタニル、エクアドルでは、カカオ豆の 2,4-D、ガーナでは、カカオ豆のクロルピリホスなどの違反事例が上位を占めている。

微生物規格に係る国別の違反事例（表 8-②）を国別にみると、中国が 115 件（38.7%：微生物規格に係る延べ違反件数（297 件）に対する割合）、次いでタイ 62 件（20.9%）、ベトナム 42 件（14.1%）と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、いずれの国も冷凍食品の微生物規格（一般生菌数、大腸菌群、大腸菌）違反が上位を占めている。

添加物に係る国別の違反事例（表 8-③）を国別にみると、中国が 105 件（39.9%：添加物に係る延べ違反件数（263 件）に対する割合）、次いで米国 22 件（8.4%）、インド及びイタリア 15 件（5.7%）と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では乾燥野菜の二酸化硫黄の残留基準違反や漬け物や調味料等へのサイクラミン酸の使用、米国では飲料へのエステルガム使用、インドでは調味料への TBHQ 使用、イタリアではチーズへのソルビン酸カルシウム使用などの違反事例が上位を占めている。

残留動物用医薬品に係る違反事例（表 8-④）を国別にみると、ベトナムが 113 件（45.9%：残留動物用医薬品に係る違反事例（246 件）に対する割合）、次いで中国 67 件（27.2%）、インドネシア 33 件（13.4%）と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、ベトナムでは、えび及

びいかのクロラムフェニコール、中国では、うなぎのロイコマラカイトグリーン、インドネシアではえびのA O Zなどの違反事例が上位を占めている。

有害・有毒物質に係る違反事例(表8-⑤)をみると、米国が152件(62.8% : カビ毒に係る延べ違反件数(242件)に対する割合)、次いで中国45件(18.6%)、タイ9件(3.7%)と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、米国では、とうもろこしのアフラトキシンの付着、中国では、落花生及びハトムギのアフラトキシンの付着、タイでは、ハトムギのアフラトキシンの付着などの違反事例が上位を占めている。

#### (5) 海外からの食品衛生問題発生情報等に基づく緊急対応

国立医薬品食品衛生研究所や内閣府食品安全委員会において収集している海外での食中毒の発生や違反食品の回収等の情報に基づき、平成18年度においては、イタリア産ナチュラルチーズのリステリア・モノサイトゲネス汚染、米国産長粒種米への未承認遺伝子組換え米混入、中国産米及びその加工品への未承認遺伝子組換え米混入などの問題について、輸入時の監視体制の強化及び国内の流通状況の調査(表9)を行った。

#### (6) 輸出国における衛生対策の推進

平成18年度においては、輸出国における衛生対策の推進として、検査命令やモニタリング検査強化対象となった食品について、輸出国政府に対し、当該食品の違反情報を提供するとともに、二国間協議等を通じて違反原因の究明や再発防止対策を講じるよう要請した。



また、残留農薬や牛海綿状脳症(以下「BSE」という。)の問題など、輸出国における生産段階での衛生対策の確認が必要な場合には、輸出国へ専門家を派遣し、当該輸出国の衛生対策の現地調査を行った(表10)。

特に、米国産牛肉については、平成18年1月20日のせき柱混入事例による輸入手続停止後、日米協議や消費者等との意見交換会開催等を経て、同年6月23日から7月24日にかけて対日輸出35施設の現地調査を実施し、同年7月27日、34施設について輸入手続を再開した(8月15日に1施設追加)。

#### (7) 法第8条及び第17条に基づく包括的輸入禁止規定

包括的輸入禁止措置については、「食品衛生法第8条第1項及び第17条第1項等に基づく特定食品等の販売、輸入等禁止処分の取扱い指針(ガイドライン)」(平成14年9月6日付け食発第0906001号別添)に基づき、直近60件の検査命令による違反率が一時的に5%を超えた7か国9品目について、輸出国政府に対し、衛生管理状況を確認するとともに、改めて改善対策を要請した。この結果、平成18年度においては、当該措置の発動対象となる品目はなかった。

## (8) 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導

計画を踏まえ、輸入者に対し、当該輸入食品等の生産・製造者等から必要な資料を入手するなどにより、事前にその安全性を確認するよう指導するとともに、我が国に初めて輸入しようとするものや同種の食品で違反事例のあるもの等については、事前に各検疫所に相談するよう各検疫所の説明会等により周知を行った。

平成18年次の検疫所の輸入食品相談指導室における輸入相談実績（表11）をみると、品目別に18,224件の輸入相談を実施し、このうち事前に法に適合しないことが判明した事例は679件であった。

法に適合しない事例を条文別（表12）にみると、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第11条違反の369件（50.8%：違反延べ数（727件）に対する割合）が最も多く、次いで指定外添加物の使用に係る法第10条違反の343件（47.2%）と続いている。



また、国別にみると（表13）、米国が163件（24.0%：違反実数（679件）に対する割合）と最も多く、次いで中国73件（10.8%）、カナダ40件（5.9%）と続いている。品目別にみると、いずれの国も健康食品などの食品等への指定外添加物の使用が上位を占めている。

なお、これら輸入相談において、法に適合しないことが判明した場合には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導を行い、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、サンプル品の輸入等により、当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査等により確認するよう指導を行った。

## (9) 輸入食品等の違反情報の公表及び都道府県等との連携

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第63条の規定に基づき、法に違反した輸入者の名称・所在地、対象輸入食品等の違反情報をホームページに掲載し、公表した。また、違反者の名称等の公表に併せ、改善措置の内容、違反原因等についても、判明次第公表した。

また、輸入時の検査で違反が判明したもののうち、違反判明時に既に通関していた輸入食品等については、関係都道府県等と連携を図り、迅速な回収を行った。都道府県等による国内流通時の検査において発見された違反輸入食品等（表14）については、必要に応じ検査強化を行った。

表 1 届出・検査・違反状況(平成 18 年度:速報値)

届出件数 (件)	輸入重量 (千トン)	検査件数 <sup>※2</sup> (件)	割合 (%)	違反件数 (件)	割合 <sup>※3</sup> (%)
1,845,995	31,555 <sup>※1</sup>	203,001 (93,246) <sup>※4</sup>	11.0 <sup>※3</sup>	1,515 (681) <sup>※4</sup>	0.1 (0.7) <sup>※4</sup>
(前年度実績) 1,871,173	31,825	190,959	10.2	1,014	0.1

※1 輸入重量は、平成 19 年 1 月～3 月の計画輸入量を除く速報値

※2 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査検査の合計から重複を除いた数値

※3 届出件数に対する割合

※4 検査命令に係る数値(再掲)

表2 モニタリング検査実施状況(平成18年度)

食品群	検査項目※1	年度計画件数※2	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗生物質等	2,850	2,386	4
	残留農薬	1,700	1,747	0
	添加物	-	20	0
	成分規格	650	602	0
	SRM除去	-	4,301	0
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗生物質等	1,050	1,030	6
	残留農薬	-	6	0
	添加物	1,300	1,580	1
	成分規格	1,600	1,467	12
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗生物質等	3,100	3,115	13
	残留農薬	850	1,762	7
	添加物	300	325	0
	成分規格	900	934	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、冷凍食品(水産動物類、魚類)、魚介類卵加工品等	抗生物質等	4,150	4,421	17
	残留農薬	250	1,622	0
	添加物	2,250	3,698	1
	成分規格	6,050	5,670	43
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗生物質等	650	108	0
	残留農薬	18,000	18,294	160
	添加物	600	677	0
	成分規格	750	1,159	0
	カビ毒	2,700	2,749	2
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等	GMO	1,550	1,231	0
	抗生物質等	-	126	0
	残留農薬	4,800	4,511	46
	添加物	4,300	4,475	9
	成分規格	1,950	1,883	6
	カビ毒	2,300	1,753	2
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	GMO	150	241	15
	抗生物質等	150	33	0
	残留農薬	250	33	0
	添加物	2,950	2,761	6
	成分規格	1,250	1,013	4
	カビ毒	300	332	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等	GMO	-	35	0
	残留農薬	300	165	0
	添加物	1,200	1,382	0
	成分規格	900	747	2
添加物 器具及び容器包装、おもちゃ	カビ毒	150	70	0
	添加物	-	1	1
	成分規格	1,300	1,200	3
総計(延数) 年度計画件数総計には、検査強化分として4,500件を計上		78,000	79,665 実施率約102%	360

※1:検査項目の例

- ・抗生物質等:抗生物質、残留抗菌性物質等
- ・残留農薬:有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物:ソルビン酸、安息香酸、二酸化イオウ、着色料、ポリソルベート、サイクラミン酸、TBHQ、防ばい剤等
- ・成分規格等:成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、腸炎ビブリオ等)、病原微生物(腸管出血性大腸菌O157、リステリア菌等)、貝毒(下痢性貝毒、麻痺性貝毒)等
- ・カビ毒:アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品:安全性未審査遺伝子組換え食品等

※2:抗生物質、農薬等の検査項目別の計画件数の概算を示したものの

表3 平成18年度にモニタリング検査を強化<sup>※1</sup>した品目(平成19年3月31日現在<sup>※2</sup>)

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	あなご、しらうお	クロラムフェニコール
	いちご、はとむぎ、もち米の粉	メタミドホス
	菊の花、ほうれんそう	インドキサカルブ
	がざみ	ニトロフラン類(AOZ)
	米加工品	遺伝子組換え
	しいたけ <sup>※4</sup>	化学物質
	しめじ	クロルピリホス
	生食用ウニ <sup>※3</sup>	腸炎ビブリオ
	チンゲンサイ	インドキサカルブ BHC
	ねぎ	メタミドホス イソプロカルブ
	はちみつ	クロラムフェニコール ニトロフラン類(AHD)
	ピーマン	ピリメタニル
	未成熟いんげん	フェンプロパトリン イソプロカルブ
	未成熟えんどう	ジフェノコナゾール フェンプロパトリン パクロブトラゾール
	野菜、果実	重金属
	緑茶	トリアゾホス
ローヤルゼリー	テトラサイクリン オキシテトラサイクリン	
タイ	CASSOD TREE	トリアゾホス
	アカシア	イソプロチオラン
	赤とうがらし	トリアゾホス シペルメトリン
	オオバコエンドロ	シペルメトリン
	オクラ	インドキサカルブ EPN ジフルベンズロン ジノテフラン
	シカクマメ	フェンプロパトリン
	生食用えび <sup>※3</sup>	腸炎ビブリオ
	にがうり	クロルピリホス
	ニオイタコノキ	プロピコナゾール
	パパイヤ	アラクロール
	ミズオジギソウ	プロフェノホス
	韓国	生食用アカガイ、生食用タイラギガイ、 生食用ウニ <sup>※3</sup>
きんかん		インドキサカルブ EPN
にんにくの茎		ピリメタニル
メロン		クロルピリホス
レタス		テトラコナゾール
ローヤルゼリー		クロラムフェニコール

対象国・地域	対象食品	検査項目
ベトナム	イトヨリ加工品	クロラムフェニコール
	カシューナッツ	ペルメトリン
	パセリ	クロルピリホス
	ほうれんそう	ペルメトリン
イタリア	アーティチョーク	ジメトエート
	非加熱食肉製品(製造者限定) <sup>※6</sup>	リステリア菌
	ブロッコリーの種子	クロロネブ
インド	米	臭素
	粉鶏卵	ニトロフラン類(SEM)
	茶	キナルホス
台湾	えだまめ	オキシカルボキシ
	グァバの葉	フェンチオン フェンプロパトリン
	豆苗	フェンバレレート
米国	牛肉	残留物質
	レタス <sup>※5</sup>	ペルメトリン
	レモン(パッカー限定) <sup>※6</sup>	イマザリル
ベルギー	キャベツ、西洋わさび	ジフェノコナゾール
	だいこん類の根	ボスカリド
オーストラリア	そば	クロルピリホス ジメトエート
	レタス	プロピザミド
フィリピン	アスパラガス	プロフェノホス ジメトエート
	生食用ウニ <sup>※3</sup>	腸炎ビブリオ
フランス	ルッコラ	ビフェントリン
	セロリアック	ジフェノコナゾール
メキシコ	カカオ豆	バラチオンメチル
	まつたけ	アトラジン
インドネシア	ゆでだこ <sup>※3</sup>	腸炎ビブリオ
エクアドル	カカオ豆	マラチオン
チリ	レッドカラント	フルシラゾール
ニュージーランド	レモン	フルシラゾール チアクロプリド
ブラジル	いんげん豆	デルタメトリン及びトラロメトリン
ボリビア	ゴマの種子	イミダクロプリド
南アフリカ	グレープフルーツ	トリフルムロン
トルコ以外	ヘーゼルナッツ	アフラトキシン

※1 平成18年度においては、通常、違反発見後のモニタリング検査強化は、全届出件数の半数(50%)を対象に検査を実施した。ただし、検査強化後1年の間に再度同一の違反事例が無い場合、通常の監視体制とした。

※2 表6に含まれる品目を除く。

※3 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成18年6月～10月)。

※4 12月19日付けで解除

※5 12月28日付けで解除

※6 検査命令から移行



表 4 平成 18 年度にモニタリング検査強化後検査命令へ移行した品目

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	ウーロン茶	トリアゾホス
	鰻	マラカイトグリーン ニトロフラン類 (AOZ)
	鰻(地域限定)	エンドスルファン
	大粒落花生	BHC アセトクロール
	きくらげ	ピフェントリン クロルピリホス
	しいたけ	フェンプロパトリン
	シソ	ヘキサフルムロン
	しょうが	BHC
	白きくらげ	メタミドホス
	そば	メタミドホス
	にんにくの茎	ピリメタニル
	ねぎ	テブフェンジド
	まつたけ	アセトクロール
	未成熟えんどう	ジメトモルフ イソプロチオラン フルシラゾール
	養殖フグ(業者限定)	ニトロフラン類 (AOZ)
台湾	ウーロン茶	プロモプロピレート
	マンゴー	シフルトリン シペルメトリン
	養殖鰻	ニトロフラン類 (AOZ、AMoz)
	ローヤルゼリー	クロラムフェニコール
ベトナム	いか	クロラムフェニコール
	ほうれんそう	インドキサカルブ
	えび	ニトロフラン類 (AOZ) クロラムフェニコール
	養殖鰻	ニトロフラン類 (AOZ)
タイ	オオバコエンドロ	ジフェノコナゾール
	シカクマメ	EPN
	ミズオジギソウ	EPN
フィリピン	アスパラガス	ジフェノコナゾール
	マンゴー	シペルメトリン
インド	養殖エビ	ニトロフラン類 (AOZ)
インドネシア	養殖エビ	ニトロフラン類 (AOZ、AHD)
エクアドル	カカオ豆	2, 4-D シペルメトリン ジウロン
オーストラリア	菜種(輸出者限定)	フェニトロチオン
オランダ	セルリアック	ジフェノコナゾール
ガーナ	カカオ豆	クロルピリホス ピリミホスメチル エンドスルファン フェンバレレート
韓国	レタス	ジメトモルフ
パラグアイ	小粒落花生	シペルメトリン
フランス	うさぎ肉	スルファジメトキシ

表 5 平成 18 年度に直ちに検査命令へ移行した品目

対象国・地域	対象品目	検査項目
インドネシア	ターメリック	アフラトキシ
スペイン	食肉製品(製造者限定)	リステリア菌
トルコ	ヘーゼルナッツ	アフラトキシ
ブラジル	とうもろこし	アフラトキシ
ベトナム	ゴマの種子	アフラトキシ

表 6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成 18 年度)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査件数	違反件数
全輸出国 (15品目)	落花生、ナッツ類、チリペッパー等	アフラトキシン	12,412	85
	筋子等	亜硝酸根等	464	3
	シアン含有豆類等	シアン化合物等	536	4
中国 (46品目)	そば	アフラトキシン	930	
	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	5,041	9
	うなぎ、えび、はちみつ等	エンロフロキサシン、ストレプトマイシン、オキシテトラサイクリン等	16,493	40
	野菜、果実、豆類、魚類 (しいたけ、ねぎ、えだまめ、うなぎ(一部地域に限り)等)	フェンプロパトリン、デブフェノジド、クロルピリホス、エンドスルファン等	20,121	91
	うなぎ加工品	細菌数、大腸菌群	2,198	2
	全ての加工食品	サイクラミン酸	6,242	25
韓国 (18品目)	二枚貝	麻痺性貝毒	4,641	
	ひらめ	エンオロフロキサシン、オキシテトラサイクリン	5	
	野菜、果実 (パプリカ、赤とうがらし、青とうがらし等)	エトプロフォス、クロルピリホス等	2,725	1
ベトナム (7品目)	ゴマの種子、もろこし	アフラトキシン	15	1
	えび、いか	クロラムフェニコール、AOZ	6,664	95
	ほうれんそう	インドキサカルブ	107	
	全ての加工食品	サイクラミン酸	109	
インドネシア (2品目)	ターメリック	アフラトキシン	27	
	えび	オキシテトラサイクリン、AOZ	5,962	30
台湾 (15品目)	野菜・果実・茶 (ウーロン茶、ほうれんそう、マンゴー等)	ブロモプロピレート、クロルピリホス、シフルトリン等	435	8
	うなぎ、ローヤルゼリー、スッポン	AOZ、エンロフロキサシン、クロラムフェニコール等	3,650	10
	全ての加工食品等	サイクラミン酸等	153	
タイ (23品目)	バジルシード	アフラトキシン	19	
	野菜、果実 (マンゴー、リーチライムリーフ、アカシア等)	クロルピリホス、パラチオンメチル、プロピコナゾール等	912	1
	えび	オキシソリニック酸	3,200	
米国 (11品目)	とうもろこし、アーモンド等	アフラトキシン	2,927	128
	ポップコーン、アーティチョーク、パセリ等	ピリミホスメチル、クロルピリホス、フェンバレレート等	437	4
その他(17カ国、42品目)			3,683	144
総計			100,108	681

表 7 条文別違反事例(平成 18 年度)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売を禁止される 食品及び添加物)	268	17.0	落花生、ハトムギ、とうもろこし、とうがらし、アーモンド等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、シアン化合物の検出、チーズ、非加熱食肉製品からのリステリア菌検出、米、小麦等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
第9条 (病肉等の販売等 の制限)	1	0.1	衛生証明書の不添付
第10条 (添加物等の販売 等の制限)	156	9.9	サイクラミン酸、スーダン I・IV、アゾルビン、TBHQ、ポリソルベート、ローダミンB、アルミノケイ酸ナトリウム、塩化メチレン、ナトリウムエトキシド、ケイ酸マグネシウム等の指定外添加物を使用したもの
第11条 (食品又は添加物 の基準及び規格)	1,132	71.6	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(抗菌性物質の含有、農薬の残留基準違反)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(ソルビン酸、安息香酸、二酸化硫黄等)
第18条 (器具又は容器包 装の基準及び規格)	19	1.2	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
第62条 (おもちゃ等につい ての準用規定)	4	0.2	乳幼児が口に接触するおもちゃから指定外着色料の検出
計	1,580(延数) 1,515(実数)		